# 発電水力調査図表類交付規則 （大正三年逓信省令第十一号）

#### 第一条

経済産業省ニ於テ調査シタル発電水力調査図表類ハ其ノ副本ノ交付ヲ申請スルコトヲ得

#### 第二条

調査図表類ノ交付ヲ申請セムトスル者ハ第一号書式ノ申請書ヲ差出スヘシ

##### ○２

前項ノ申請書ニハ第二号書式ノ企業概要書ヲ添附スヘシ

#### 第三条

調査図表類ノ交付ヲ申請セムトスル者ハ左ノ手数料ヲ納付スベシ

##### ○２

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ前条ノ申請ヲ為ス場合ニ於ケル第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「五千百円」トアルハ「二千六百円」ト、「二千五百五十円」トアルハ「千三百円」トス

##### ○３

前二項ノ場合ニ於テ毎日ノ流量ニ関スル図表ノ交付ヲ受ケサルモノノ手数料ハ各其ノ半額トス

##### ○４

手数料ハ其ノ金額ニ相当スル収入印紙ヲ申請書ニ貼付シテ納付スヘシ

##### ○５

前項ノ収入印紙ハ経済産業省ニ於テ之ヲ消印ス

#### 第四条

経済産業省ニ於テ調査シタル流量測定地点（又ハ測水所）ハ都道府県又ハ経済産業局若ハ経済産業局支局ニ就キ承合スヘシ

#### 第五条

削除

# 附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和二二年八月二五日総理庁・商工省令第四号）

この命令は、公布の日から、これを施行する。

# 附　則（昭和二四年四月一日総理庁・商工省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二四年五月二五日通商産業省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二六年七月二日公益事業委員会規則第一四号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二七年八月一日通商産業省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成三年三月二五日通商産業省令第一二号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成六年三月三〇日通商産業省令第二八号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成九年九月三〇日通商産業省令第一一三号）

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月二九日通商産業省令第四八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年一〇月三一日通商産業省令第三一一号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附　則（平成一六年三月三〇日経済産業省令第四七号）

この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。